

■事業やもよおしなどの実施について
新型コロナウイルス感染症の影響などにより延期・中止する場合がありますのでご了承ください。

国際交流センターからのお知らせ

国際交流の拠点施設として、外国人相談や生活日本語教室を実施しているほか、イベント案内などさまざまな情報を提供しています。



国際交流センター

●国際交流センター、International Affairs Center、国際交流中心、국제 교류 센터

時月～金曜日の午前9時～午後6時 ※休館日＝土・日曜日、祝日、毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始

●外国人相談窓口、Consultation for Foreign Residents、外国人咨询窗口、외국인 상담 창구

どなたでも利用できます。相談は無料ですが、通訳を希望する場合は事前に連絡してください。

ビデオ通話を使ったオンライン相談もできます（要予約）。

時月～金曜日の午前10時～正午、午後1時～5時（国際交流センターの開館日のみ）

●生活日本語教室、Japanese Classes for Daily Life、生活日语学习班、생활 일본어교실

市内に住む外国人なら、どなたでも参加できます。日常生活に必要な日本語を学びます。

時①水曜日教室＝4月14日㊦～12月8日㊦の水曜日の午前9時30分～11時 ②木曜日教室＝4月8日㊦～12月2日㊦の木曜日の午後5時30分～7時 ③金曜日教室＝5月7日㊦～12月10日㊦の金曜日の午前10時～11時30分 ④土曜日教室＝5月8日㊦～11月20日㊦の土曜日の午前10時～11時30分 所①②④＝市民プラザ ③＝直江津学びの交流館 費無料（資料代別途）

保育ルーム有り 対6カ月～就学前 定各日4人（申込順）費無料 申参加希望日の2日前までに問合せ先へ

➤ ところ・問合せ…上越市国際交流センター（市民プラザ内、☎025-527-3615）

令和3年度 固定資産課税台帳の縦覧

納税者が他の資産評価と比較し、自分の資産の評価が適正かどうかを確認できる制度です。

時4月1日㊦～30日㊦（土・日曜日、祝日を除く） 所市内に土地・家屋を所有する納税者など 他持ち物 ○納税通知書または課税明細書 ○マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、保険証などの本人確認書類（顔写真付きの証明書などは1点、それ以外は2点） ○代理人は本人の記名押印のある委任状、法人は代表者印が押印してある委任状 所問税務課（☎025-526-5111）

※閲覧は年間を通じて行っています。閲覧手数料は1件350円（縦覧期間中は無料、名寄帳の写しは1枚10円）です。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

春の全国交通安全運動

期 間 4月6日㊦～15日㊦

スローガン 『春風に ゆとりを乗せて 安全運転』

●運動の重点

①子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

横断歩道での歩行者が優先（新潟県重点）

横断歩道の手前では減速して、歩行者がいるときは必ず止まりましょう。

②自転車の安全利用の推進

自転車は、車両の仲間です。「自転車は、車道が原則、歩道は例外」「車道は左側を通行」など、ルールを守って、安全に利用しましょう。

③歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

高齢運転者の交通事故や飲酒運転、あおり運転などの危険運転を防止しましょう。

※市では、通学見守り活動のためのボランティア保険に加入しています。活動中に事故に遭われた場合は、連絡してください。

➤ 問合せ…市民安全課（☎025-526-5111）

時…日時、期間 所…場所 対…対象(表記無し:どなたでも) 定…定員 費…費用(表記無し:無料)
 講…講師 申…申込(表記無し:不要) 問…問合せ 他…その他

特殊詐欺に注意!

金を返す、または要求する内容の電話は
 詐欺と疑い、まずは確認を。
 市民安全課(☎025-526-5111)



●市内の交通事故件数

1月1日～2月末日の状況

発生件数	23件(-11)
死者数	1人(+1)
負傷者数	24人(-15)

●市内の犯罪発生件数

1月1日～2月末日の状況

刑法犯罪認知件数	72件(-12)
その内窃盗犯	34件(-16)
盗難防止の合言葉“みんなで鍵かけ”	

※いずれも暫定値で、()内は前年比

令和3年度は固定資産評価替えの年です
 すべての土地・家屋の評価額を見直します。

公平な税負担とするため、土地と家屋は3年ごとに評価額を見直す「評価替え」を行っています。納税者の皆さんには、4月中旬にお届けする納税通知書で、令和3年度の課税明細および税額をお知らせします。

●土地の評価

正常な条件の下における取引価格を基にした「適正な時価」により見直します。この「適正な時価」は、地価公示価格や県の地価調査価格、不動産鑑定士による鑑定評価額などを活用し、立地や形状などの個々の土地の条件も反映させて算定しています。

評価替えでは、土地の利用状況などの点検・確認結果を踏まえ、宅地や宅地比準土地の評価を中心に見直しを行っています。

宅地などの評価額は平成6年度から地価公示価格の7割を目途に算定しており、評価額は原則として次の評価替えの年まで据え置きになりますが、地目の変更、分合筆などや、地価に著しい下落があった場合は、適正な評価額になるよう見直しを行います。また、税負担の均衡を図るため、平成9年度から負担調整措置(※1)を講じています。

※1 負担調整措置

評価額に対する課税標準額の割合(負担割合)が高い土地は税負担を引き下げ(または据え置き)、負担割合が低い土地は課税標準額を徐々に引き上げていくことによって、税の負担を一定の水準に近づける措置。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、負担調整措置により税額が増加する土地については、令和3年度に限り前年度の税額に据え置く予定です。

※2 再建築価格

評価の時点でその場所に同一の家屋を新築する場合に必要なとされる建築費。

●家屋の評価

再建築価格(※2)をもとに、国が示す工事原価(物価水準)の変動割合や新築時からの経過年数に応じた資産価値の減少分を反映させて算定し、評価額を見直します。

見直した評価額が前年度の評価額を上回る場合は、前年度の評価額を据え置くことから、評価額を引き上げることはありません。

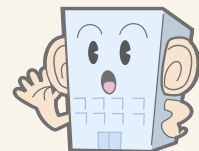
●償却資産の評価

償却資産は、会社や個人営業の人が事業のために用いる機械や器具、備品などのことで、申告された内容に基づいて評価します。毎年、法定耐用年数に基づく減価率(旧定率法)により課税標準額を算定します。

➤ 問合せ…税務課(☎025-526-5111)

パブリックコメント(市民意見公募手続)

所公表場所=各問合せ先、市政情報コーナー(市役所木田庁舎1階)、各総合事務所、南・北出張所、市民プラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、オーレンプラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ



●意見募集結果を公表

案件名	結果公表期間	問合せ
上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)	3月25日☎～4月23日☎	福祉課(☎025-526-5111)
上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(案)		農政課(☎025-526-5111)
上越市食料・農業・農村基本計画(案)	3月31日☎～4月29日☎・☎	市民安全課(☎025-526-5111)
上越市国土強靱化地域計画(案)		